

平成26年度財政援助団体等監査報告書

1. 監査の期間

平成26年11月25日から11月28日まで 4日間

2. 監査を執行した監査委員

監査委員 根本 龍 哉

監査委員 岡崎 悟

3. 監査期日及び監査対象課

補助金所管課を対象に別項に示した監査方針及び監査の範囲に基づいて監査した。

平成26年11月25日(火) ————— 生涯学習課

平成26年11月27日(木) ————— 介護福祉課

平成26年11月28日(金) ————— まちづくり推進課

4. 補助金等の種別及び名称

補助金所管課と補助団体名その補助金等名は下記のとおりである。

生涯学習課

公益財団法人 東海村文化・スポーツ振興財団	文化センター指定施設管理委託料
〃	駅コミュニティ施設指定施設管理委託料
〃	スポーツ施設指定施設管理委託料

任意団体 東海村子ども会育成連合会	村子ども会育成連合会補助金
-------------------	---------------

介護福祉課

公益社団法人 東海村シルバー人材センター	東海村シルバー人材センター補助金
----------------------	------------------

まちづくり推進課

任意団体 東海村国際センター	国際センター補助金
任意団体 東海村国際センター	姉妹都市盟約30周年記念事業補助金

※一部姉妹都市交流留学生補助金含む

5. 監査の方針及び監査の範囲

地方自治法第199条第7項に基づき、平成25年度に村から補助金等の財政的援助を受けた団体はその補助事業の執行と補助金の出納及び運営を適正かつ効果的に行っているかどうか、また、補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行っているかどうかを

主眼に置いて監査を実施した。特に（１）補助金の執行が事業計画のとおり財政的援助の目的に即し適切に実施されているか。（２）事務事業の執行状況は補助団体で効率、効果的に執行されているか。（３）補助金所管課は補助団体に対し事業運営をはじめ本村の補助金要綱や補助金所管課の要綱等に則り、適切な指導・監督を図り、適切な事業運営と正確な会計処理がなされているかを監査した。

6. 監査の方法

財政援助団体等監査は、所管課から提出された主な資料「補助金交付要綱及び補助金等調書」「平成25年度補助金交付申請書、決定通知書、請求書、実績報告書、確定通知書の写し」「平成25年度決算書」「指定管理制度関係書類」補助団体提出による「監査調書」「平成23年度～平成25年度までの決算資料」「会計閉鎖時に記載している通帳の写し及び関係領収書の写し」を参考に所管課からの聴取により監査した。

7. 監査の結果

平成25年度の東海村財政援助団体等監査は監査調書及びその証憑に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、本監査を実施した。監査の結果、村補助金はおおむね適正に交付されていると認められる。ただし、下記の補助金について補助金事務手続き、書類審査、予算決算書等の財務書類を交付要綱等の規則に従い慎重且つ正確に処理するよう努め、以って補助金が最大限の効果が出るように努めることを指摘する。

監査対象補助団体及び補助金等一覧

(単位：円)

所管課	補助団体名	補助金等名称 (款・項・目事業)	総事業収支決算	補助金額
生涯学習課	公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団	文化センター指定施設管理委託料 (9-5-3-01)	収入 91,326,350 円 補助金収入 87,325,000 円 原電助成金 700,000 円 自主事業収入 2,846,298 円 他部門会計より収入 455,052 円 支出 91,326,350 円	本村補助金 87,325,000 円 返還金 0 円 補助金占有率 95.6% 前年度繰越金 700 万円を 次年度繰越金としている
生涯学習課	公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団	駅コミュニティ施設指定施設管理委託料 (9-5-4-01)	収入 39,582,593 円 補助金収入 38,215,000 円 自主事業収入 943,736 円 他部門会計より収入 423,857 円 支出 39,582,593 円	本村補助金 38,215,000 円 返還金 0 円 補助金占有率 96.5%
生涯学習課	公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団	スポーツ施設指定施設管理委託料 (9-6-2-02)	収入 78,484,690 円 補助金収入 78,180,000 円 自主事業収入 304,690 円 支出 76,498,812 円 他部門会計へ支出 878,909 円 返還金支出 1,106,969 円	本村補助金 77,073,031 円 返還金 1,106,969 円 補助金占有率 100%

	公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団	駅コミュニティ施設委託料（レンタルサイクル業務貸出+駐輪場警備委託料）	収入 1,480,420 円 支出 1,480,420 円	補助金占有率 100%
生涯学習課 青少年センター	東海村子ども会育成連合会	村子ども会育成連合会補助金 (9-5-5-13)	収入 2,217,855 円 支出 1,841,431 円 次年度繰越金 376,424 円	本村補助金 1,079,000 円 補助金占有率 58.5% ◎会員5年間で25%の減少
介護福祉課	公益社団法人東海村シルバー人材センター	東海村シルバー人材センター補助金 (9-5-5-13)	収入 265,661,859 円 (含前年度繰越金) 支出 220,644,879 円 次年度繰越金 45,016,980 円	本村補助金 13,500,000 円 補助金占有率 6.1% その他国補助金 7,100,000 円
まちづくり 推進課	東海村国際センター	国際センター補助金 4,909,000 円（当初） (2-1-2-05)	収入 11,860,476 円 返還金 1,137,000 円 支出 9,827,004 円 次年度繰越金 2,033,472 円	本村補助金 3,772,000 円 補助金占有率 38.3%
まちづくり 推進課	東海村国際センター	姉妹都市盟約30周年 記念補助事業補助金 3,350,000 円（当初） (2-1-2-09)	収入 2,812,000 円 返還金 538,000 円 支出 2,812,000 円 次年度繰越金 0 円	本村補助金 2,812,000 円 補助金占有率 100%

（1）公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団の施設指定管理事業の委託料について

- ① 公会計制度は事業予算の執行が正確に表示され、事業の執行状況が住民に分かり易く表記されたものである事と事後評価に役立てるものである事が必要である。従って、当振興事業団の事業である文化センター施設、駅コミュニティ施設、スポーツ施設という3施設毎の管理委託を含む決算が法人収支決算に連結されていることが必要である。これまでは各指定施設事業予算と補助金充当欄を設けた決算書になっていないので、個々の事業部門毎の実績が明確にならず事後の評価も正確に行えないものであった。さらに、今回提出された収支決算書には次期繰越金の表記がない。平成26年度からは補助金充当欄を備えた事業部門毎の予算と決算書と法人部門を加えたものを作成することを指摘する。
- ② 当法人貸借対照表の流動資産額から流動負債額を控除した当期末資産残高と収支決算書の差額が一致しており正確であることが確認できたが、流動負債に対する流動資産の比率が1.2倍であるので、今後は1.5倍以上になるように務めて欲しい。
- ③ 当振興財団法人の収支決算書総収入2億999万円における自主事業収入は僅か1.6%である。しかもこの事業決算額は自主事業予算の51.7%しか達成できていない。更には毎年各施設の利用者数が減少し、当事業決算額が減少し続けている。職員は地域文化の向上を図り村民福祉の増進を図る設立の使命を自覚し、自主事業の充実を図るよう努めてほしい。

（2）村子ども会育成連合会事業の補助金について

- ① 村内子ども会の健全な育成及び発展を図るという目的で活動をしているが、子どもの数

が減少傾向にあることと学校外活動におけるニーズの多様化によって子ども会の会員が年々減少し、同時に事業参加者も減少している。毎年会員の会費や事業収入も減少していく当連合会に対する村からの補助金は毎年度同額の1,079,000円（占有率54.5%）を補助している。今後、当連合会は補助金に頼る体質に陥ることなく、会員を増やし自主事業活動を活発にさせて運営の強化を図るように努めて欲しい。

- ② 所管課は毎年度補助団体の活動内容を十分に審査し、団体の必要性と効果の観点から適切な補助金を交付するようにして欲しい。本村就学前児童数の現状と推移は平成23年度から減少し第5次総合計画の最終年には相当の減少が予想されている。確りとした事業活動評価を行い、これまでの前例踏襲の補助金額を決定することは厳に改めることを指摘しておく。

（3）公益社団法人シルバー人材センター補助金について

- ① 本人材センターの会員は原則60歳以上とし、平成25年度会員目標430人とし、事業収入目標2億円と定め事業を展開している。会員は本村の高齢化が進んでいることと、高年齢者雇用安定法により希望で65歳まで雇用延長可能となり、60歳で退職する人が激減したこと、さらに65歳以上になると個人の時間を大事にする事等により会員獲得が難しくなり毎年会員は減少している。しかし、会員の活動意欲は高く営業活動も積極的に行っており、受託事業収益は下げることなく健闘しており、本人材センターの役割を十分に果たしていることは素晴らしいことである。
- ② 所管課は平成25年度収支計算書に誤謬があった。当年度の財務3表の整合性があることを必ず確認するように努めて欲しい。
- ③ 補助金を受けた団体は当該補助年度の3月末日に実績報告書に収支決算書他必要書類を添えて提出しなければならないが、本人材センターは定款では事業年度終了3ヶ月以内に総会を開催すると規定されているので、本村への書類提出が平成24年度、平成25年度と5月下旬に提出している。これからは本村の規定を遵守して遅れることのないように努められたい。

（4）国際センター補助金等について

- ① 任意団体東海村国際センター補助金交付要綱で定めた補助金上限額は6,630,000万円である。所管課は国際センター事業補助金として4,909,000円、姉妹都市盟約30周年記念補助事業補助金として3,350,000円を合せて総計8,259,000円を補助金として支出し、決算により生じた差額1,675,000円を返還させている。国際センターの2つの事業を合せて補助金を支出したために補助金上限額を1,629,000円も超過して支出してしまっている。さらに平成25年度本国際センター収支決算書には目的の違う二つの事業を合算し、収支決算書には収入の部に補助限度超過額分と支出の部で返還金が記載されていない。決算書には全ての金額が記載されたものでなければならない。そうしないと事実を歪めることになり、会計を捏造した事になりかねない。

今後は各々の事業ごとに精密な会計処理を行い、補助金を支出する時も交付要綱の限度額を厳守して、透明性の高い会計処理を行い、翌年度の事業展開にも有効になるように会計主義の原則を厳守するよう指摘する。

- ② 平成25年度本村予算書に掲載した事業別計算書の執行に当っては他の事業と合せて同一事業にするにしても、計上してある予算は事業目的はそれぞれ違うものでありそれぞれの事業の決算として執行額を整理して個々の決算書を作成し、その他に総合決算書を作成することを指摘する。
- ③ 平成25年度予算書に計上してある国際センター関係の補助金「姉妹都市交流留学生補助金1,800,000円」については村の補助金交付要綱に該当する名称のものがない。これに似たもので「東海村中学生・高校生国際交流派遣事業参加費助成金交付要綱」があり、まちづくり推進課国際センター担当が取り扱っていることがわかった。今後予算書の作成に当っては、正しい名称と予算額を盛り込むこと。本来正しい名称でなければ予算の執行はできないことになる。「姉妹都市交流留学生補助金」の予算は「東海村中学生・高校生国際交流派遣事業参加費助成金交付要綱」に基づいて使用しているので予算書の名称を変更し、決算時には正しい予算として処理することが必要である。至急変更処理を行うことを指摘する。

【監査総評】

補助金監査を総括して言えることは、今回対象の担当課は補助金の必要性や補助金の目的に適切且つ有効になっているかについて十分に検討せず、要綱に定められている上限額に基づき前例踏襲の補助金額を支出している。また、該当する補助金・助成金の名称を正確に使わないで支出しているものがある。このことから全ての課に言えることであるが村の条例、規則、要綱など全ての新規、改正、廃止したものを総務課と密に連絡調整をして、増加、削除、差替などを行い正確な法規運用を心掛けて欲しい。上記に係る補助金は全て第5次総合計画に基づくむらづくりを進め、村民の福祉の向上を図るものであるが、補助金額が補助団体の決算書に適切に表示されていなかったり、多額の繰越金や貯蓄があるにもかかわらず前例を踏襲して支出していたりするものがあった。さらに補助団体の事務作業を所管課が全て代行していたり、補助事業の要綱等に定められた手順どおりに執行されていなかったり、全般的にただ漫然と事務作業を処理しているだけとしか思えないものがあった。補助事業が完了した時には、実績報告書に必要書類を遅滞なく提出させて、補助目的以外に使用していないか、効率効果的に使用されたか等について確りと評価し次年度につなげて欲しい。

また変貌する難しい時代の下で、補助事業が第5次総合計画に基づく実施政策に照らして毎年交付基準を再検討し、補助金額の見直しや廃止の検討をしていかなければならない時期を迎えている。地方社会は人口減少と少子超高齢化、地方産業の弱体化などにより構造変化が続いており、今こそ一層の協働によるまちづくり政策を進めていかなければいけなくなっている。

本村も第5次総合計画の最終年度の2020年度の村の形を見据えて、補助金制度検討委員会を設置してそれに相応しい補助金制度の構築を望むものである。

以上